

## 防犯カメラ設置等事業費補助金について

防犯カメラを効果的に設置することにより、小学校周辺など一定の地域全体の防犯力を向上させ、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会づくりを推進するため、防犯カメラを設置する区に対して補助を行います。

また、本補助金を活用して設置された防犯カメラの修繕費も補助します。

### 補助対象要件

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ①撮影範囲が公道等であり、通学路や子どもの遊び場、子どもへの声かけや街頭犯罪の発生場所、既設カメラの位置等を踏まえ、自治会等と警察等の専門家が協議して設置する防犯カメラであること。
- ②防犯カメラの設置及び維持管理について、設置地域の住民に対しその内容の周知や説明等を行い、総会等で同意が得られていること。また、防犯カメラの設置を明示する表示板等を設置すること。
- ③防犯カメラを設置する場所の所有者の同意・許可を得ていること。
- ④防犯カメラの設置者等（防犯カメラを設置若しくは運用する者）又は管理責任者は、防犯カメラの設置・運用を適正に行うための「設置・運用要領」を定めること。別紙「防犯カメラの設置・運用要領（参考例）」を参照
- ⑤補助事業を実施する区において、タウンライトアップ運動の実施を宣言していること。

### 補助率

2／3 ※千円未満切り捨て

### 補助上限額

補助対象となる防犯カメラ設置1台につき10万円まで

（1地区当たりの補助上限額数 10台）

例）設置費用が1台17万円のカメラを設置する場合

$17\text{万円} \div \text{台} \times 2 \div 3 = 11\text{万}3333\text{円}$

補助上限額10万円、千円未満切り捨て→補助額は10万円／台

※令和8年度より、200世帯以下の区を対象として小規模区加算額あり。（最大5万円加算）

※補助額については、補助金計算シートで確認のこと。

### 補助対象経費

防犯カメラの機器購入及び設置工事に係る経費、  
表示板設置に係る経費。ただし、モニター設置経費を除く。

※ 補助対象にならない経費

- ①防犯カメラの設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
- ②土地の造成、土地又は建物等の使用、取得、若しくは補償に要する経費
- ③防犯カメラ等の維持管理に要する経費（電気料、電柱添架料等）

※令和5年度より、修繕費の一部が補助対象となりました。詳細はお問い合わせください。

〈注意〉

- 商店街組合が商店街のみを対象に設置するカメラは対象外です。
- 防犯カメラとモニターがセットになったものは、業者に確認して価格を分けてください。
- パソコン購入経費は対象外です。
- 防犯カメラ内に設置するSDカード、防犯カメラを接続するハードディスクは補

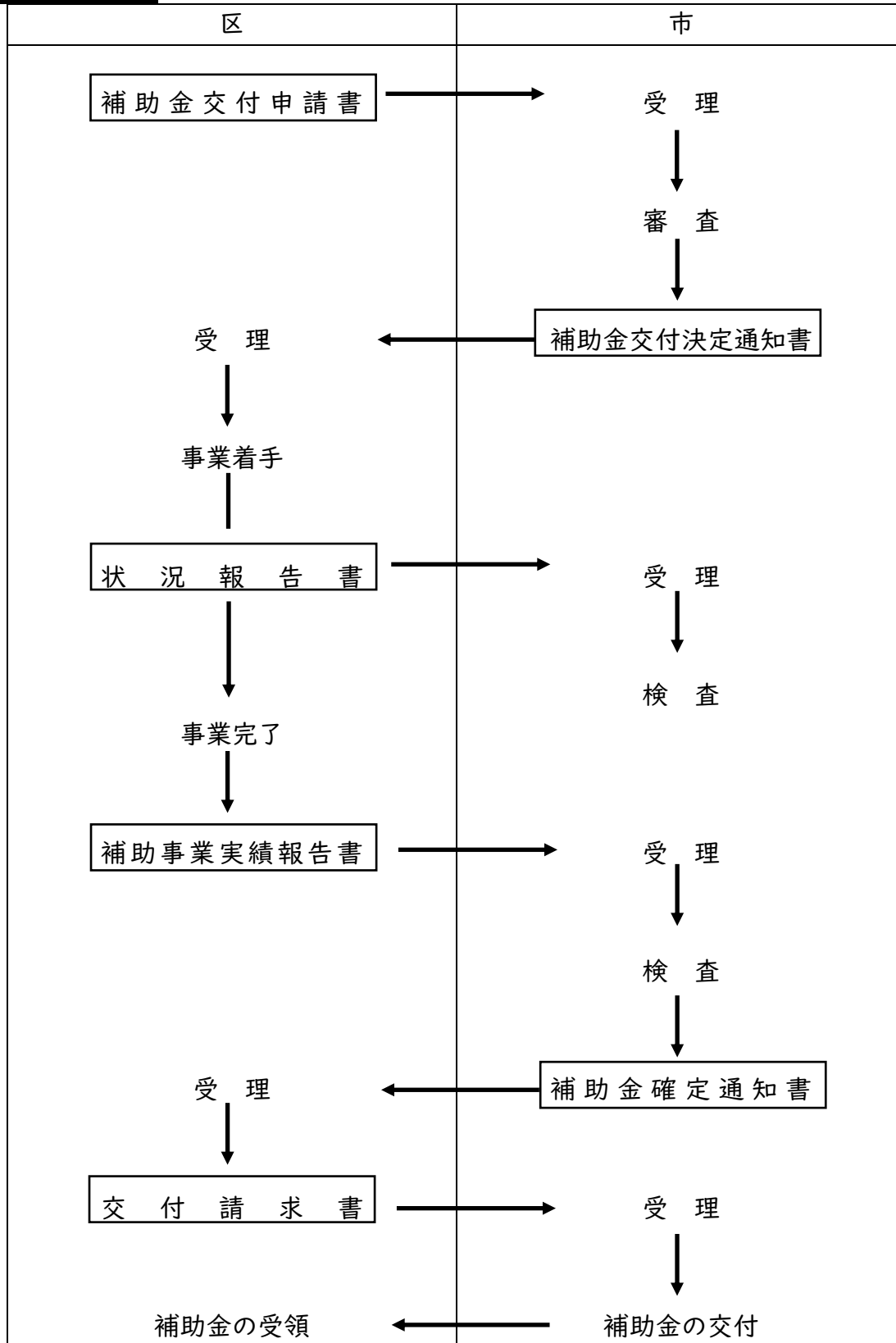
助対象になります。

- 警察に相談するなどして犯罪抑止につながる機器を選定してください。

**その他**

防犯カメラの設置した場所については、安全マップに記載するなど、地域に周知し、地域の防犯力向上を図ること。

**補助申請の流れ**



<問い合わせ先>

敦賀市役所生活安全課

電話 0770-22-8115(直通)